

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{カブシキガイシャ}株式会社 ^{オカザキグミ}岡崎組
 住所 奈良市中ノ川町997番地
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ダイエウトリシマリヤク}代表取締役 ^{ナガタ}永田 ^{アキラ}章
 電話番号 0742-22-7025
 FAX番号 0742-27-3676
 メールアドレス okazakigumi@mountain.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 天和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理 者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 岡崎組

住 所 奈良市中ノ川町997番地

代表者氏名 代表取締役 永田 章

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| フリガナ 氏 名 | フリガナ 氏 名 |
| 代表取締役 ナガタ アキラ 永田 章 | |
| 取締役相談役 オカザキ コウシ 岡崎 耕司 | |
| 取締役 オカザキ ヒロヤ 岡崎 宏哉 | |
| 監査役 オカザキ キヌコ 岡崎 絹子 | |
| 事業の範囲 | ・一般土木工事業 ・それに付帯関連する一切の事業 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

| | |
|--------------------------------|--|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 岡崎組 |
| 上記事業所の所在地 | 郵便番号 630-8201 住所 奈良市中ノ川町997番地 電話番号 0742-22-7025 F AX番号 0742-27-3676 メールアドレス okazakigumi@mountain.ocn.ne.jp |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| おかざき こうし 岡崎 耕司 | 第306306号 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | |
| 上記事業所の所在地 | |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| | |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

| 種 別 | 名 称 | 型式、性能 | 数量 | 備 考 |
|----------------|-----------|--|----|-----|
| 管の切断用の 機械器具 | ・金切りのこ | 固定式鋸弦 R B - 80 - C V (13~150mm用) V C 40 | 1 | |
| | パイプカッター | | 1 | |
| | 塩ビカッター | | 1 | |
| 管の加工用の 機械器具 | パイプベンダー | 1/2~11/2インチ 300平型判丸型 N - 100 A | 1 | |
| | ・やすり | | 1 | |
| | ・パイプねじ切り器 | | 1 | |
| 管の接合用の 機械器具 | ・トーチランプ | ガスボンベ式 13mm~100mm | 1 | |
| | ・パイプレンチ | | 1 | |
| 水圧テスト ポンプ | ・手動式テスト | T10K | 1 | |

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

| | |
|--------|--------------|
| 氏名又は名称 | 株式会社 岡崎組 |
| 住 所 | 奈良市中ノ川町997番地 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 永田 章 |

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

株 式 会 社 岡 崎 組

定款

昭和62年6月19日作成
昭和一年同月22日公証人認証
昭和同年7月1日会社成立



定 款

第1章 総 則



(商 号)

第1条 当社は、株式会社岡崎組
と称する。



(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般土木建築工事業
2. 前号に附帯関連する一切の事業



(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良市
に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報

に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当社の発行する株式の総数は、 **1,200** 株とする。
当社の発行する額面株式1株の金額は、 **5万** 円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、
50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければな
らない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式に
よる請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければ
ならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証
する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するに
は、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに
株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消
についても同様とする。



(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は ~~名以内とし、監査役は名以内とする~~
3名以上5名以内とし、監査役は1名以上2名以内とする

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

証
印

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年

6 月 末 日までの年 1 期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。
利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式
300株とし、その発行価額は1株につき5万円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から昭和
63年6月30日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終
の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第2条 発起人の氏名、住所及び各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

(住所)

奈良市般若寺町6番地

額面株式

150株(氏名) 岡崎耕司

(住所)

奈良市般若寺町6番地

額面株式

50株(氏名) 岡崎絹子

(住所)

奈良市般若寺町242番地

額面株式

50株(氏名) 岡崎峰久

(住所)

奈良市般若寺町242番地

額面株式

10株(氏名) 岡崎陽子

(住所)

奈良市般若寺町242番地

額面株式

10株(氏名) 辰己久利

(住所)

奈良市般若寺町242番地

額面株式

10株(氏名) 辰己静子

(住所)

奈良市奈良阪町2789番地

額面株式

10株(氏名) 清水又俊

昭和六拾貳年 第 拾 参 号

認 証

株式会社 岡崎組 の 発 起 人 岡 崎 耕 司 外 六 名
の 代 理 人 小 松 正 人

は 右 定 款 式 通 を 提 出 し そ の 各 通 に つ い て 前 記
発 起 人 各 自 の 記 名 押 印 で あ る こ と を 自 認 し た
本 定 款 中 第 拾 七 条 拾 五 字 抹 消 し あり

右 認 証 す る

昭 和 六 拾 貳 年 六 月 拾 貳 日 本 職 役 場 に お い て

奈 良 市 内 侍 原 町 六 番 地 林 業 会 館 ゼ ル 三 階

定 款 (原)

5 不 不 不 (12) 不 不 不 (11) 不 不 不 (10) 不 不 不 (9) 不 不 不 (8) 不 不 不 (7) 不 不 不 (6) 不 不 不 (5) 不 不 不 (4) 不 不 不 (3) 不 不 不 (2) 不 不 不 (1) 不 不 不



奈良地方
公証人
法務局所屬

内山豊彦



不(24)不(23)不(22)不(21)不(20)不(19)不(18)不(17)不(16)不(15)不(14)不(13)

この定款の写しは原本に相違ありません。

令和 〆 年 〆 月 〆 日

株式会社 岡崎組

代表取締役 永田 章



現在事項全部証明書

奈良市中ノ川町997番地
株式会社岡崎組

| | | |
|----------------------|-----------------------------------|---|
| 会社法人等番号 | 1500-01-000431 | |
| 商号 | 株式会社岡崎組 | |
| | 株式会社岡崎組 | 平成17年 2月15日変更 ----- 平成17年 2月23日登記 |
| 本店 | 奈良市中ノ川町997番地 | |
| | | ----- 平成20年 1月22日更正 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする | |
| 会社成立の年月日 | 昭和62年7月1日 | |
| 目的 | 1. 一般土木建築工事業 2. 前号に附帯関連する一切の事業 | |
| 発行可能株式総数 | 1200株 | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 800株 | 平成18年11月29日変更 ----- 平成18年12月 1日登記 |
| | | |
| 株券を発行する旨 の定め | 当会社の株式については、株券を発行する | 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記 |
| 資本金の額 | 金4000万円 | 平成18年11月29日変更 ----- 平成18年12月 1日登記 |
| | | |
| 株式の譲渡制限に 関する規定 | 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 | |
| 役員に関する事項 | 取締役 岡崎 耕 司 | 平成28年 9月25日重任 ----- 平成30年 7月 2日登記 |
| | | |

| | | |
|---------------|--|---|
| | 取締役 岡崎 宏 哉 | 平成28年 9月25日重任 平成30年 7月 2日登記 |
| | 取締役 永 田 章 | 平成30年 7月 1日就任 平成30年 7月 2日登記 |
| | 奈良市大宮町一丁目5番11号 代表取締役 永 田 章 | 平成30年 7月 1日就任 平成30年 7月 2日登記 |
| | 監査役 岡崎 絹 子 | 平成28年 9月25日重任 平成30年 7月 2日登記 |
| | 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある | 平成30年 7月 2日登記 |
| | 取締役会設置会社に関する事項 | 取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 監査役設置会社に関する事項 | 監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 | |



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 1月25日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



第三〇六三〇六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

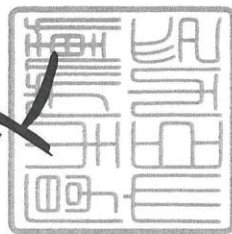
氏名 岡崎 耕司

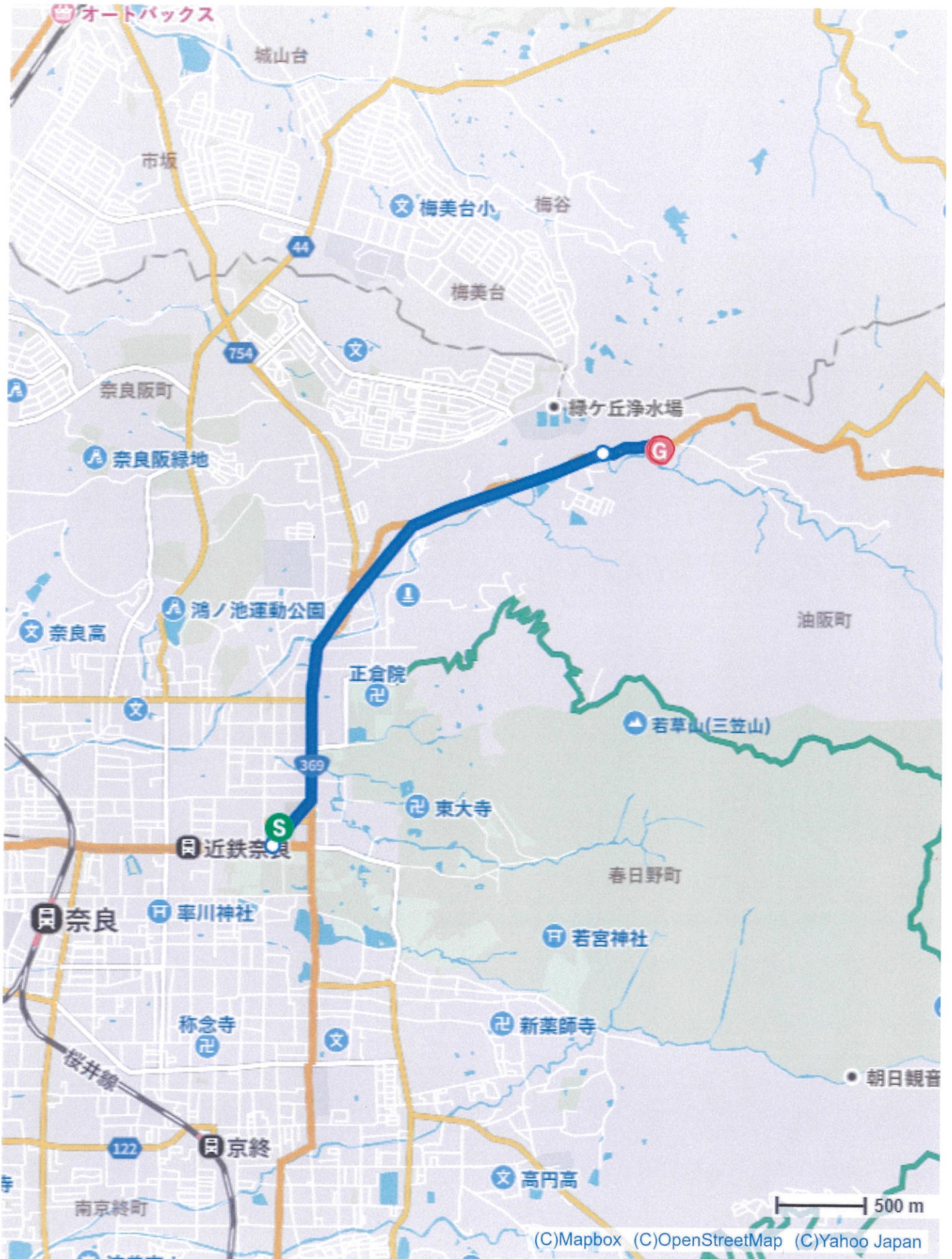
昭和二十三年十二月三十一日生

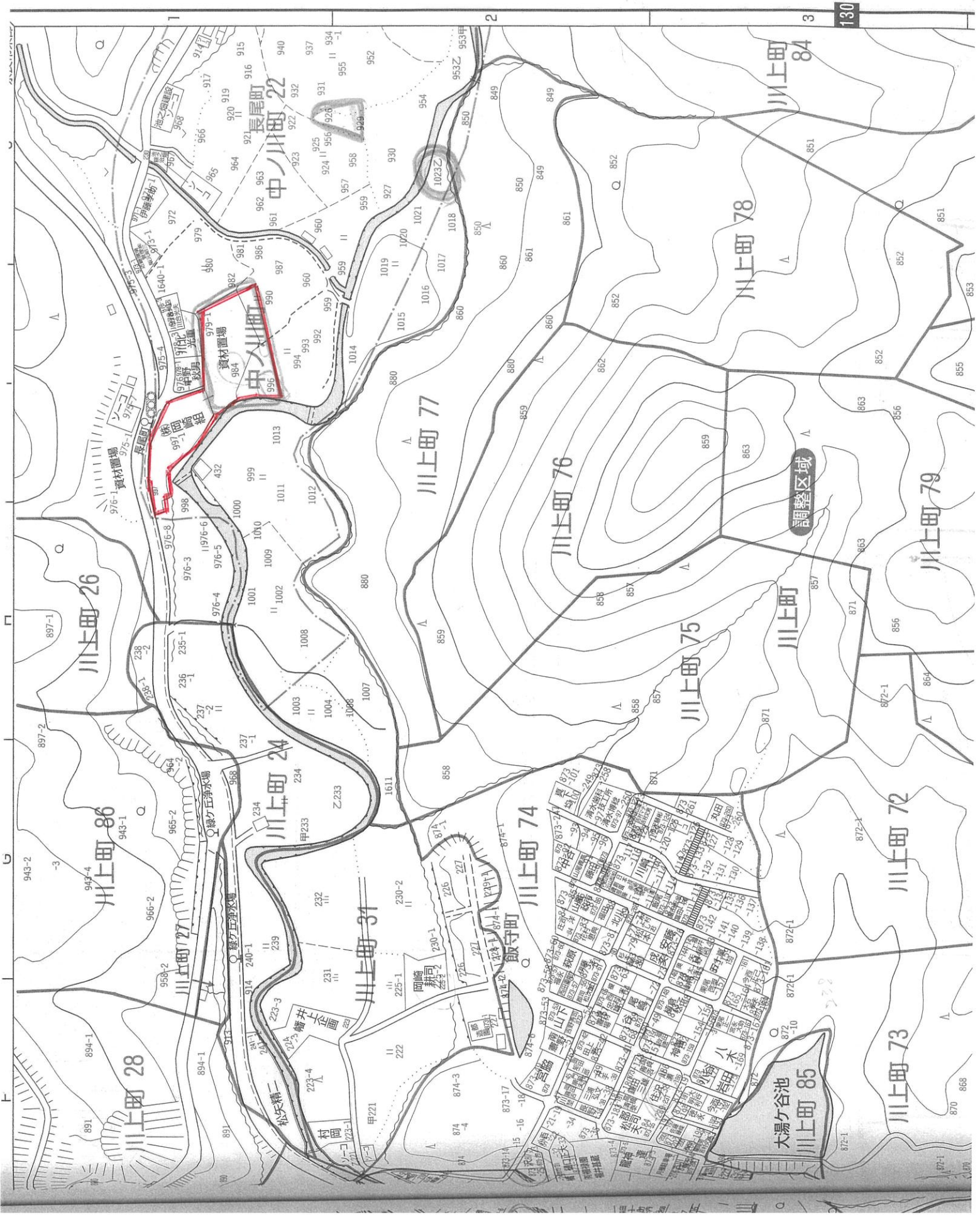
水道法昭和二十一年法律第七十七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和三年一月十二日

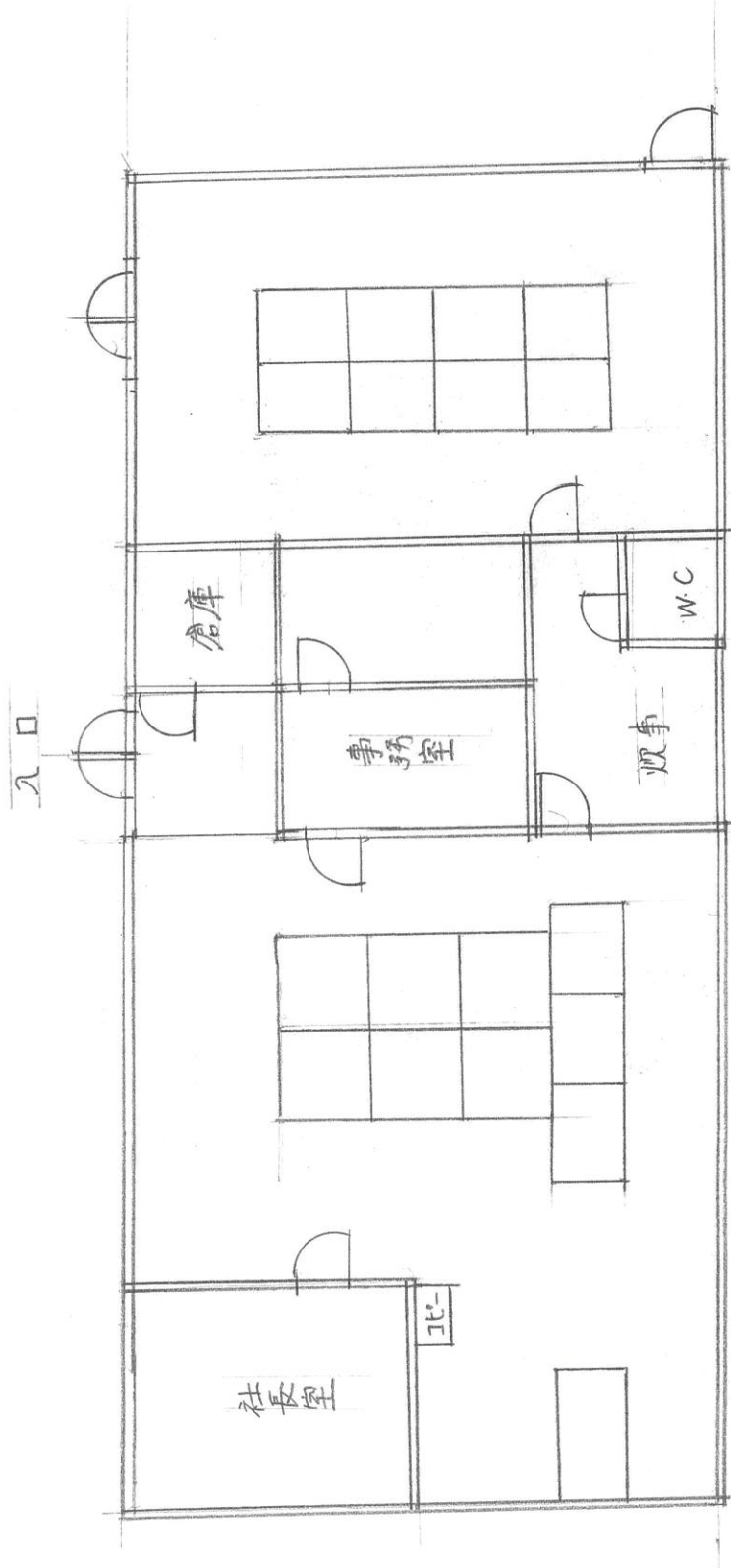
厚生労働大臣 田村 憲久











平面图 1/100

会社全景・室内 写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ 株式会社 オカザキグミ 岡崎組
 住所 奈良市中ノ川町997番地
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 ナガタ 永田 アキラ 章
 電話番号 0742-22-7025
 FAX番号 0742-27-3676
 メールアドレス okazakigumi@mountain.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理 者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 岡崎組
住 所 奈良市中ノ川町 997 番地
代表者氏名 代表取締役 永田 章

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

| | | |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 岡崎組 | |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| オカザキ コウシ 岡崎 耕司 | 第 306306 号 | |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇六三〇六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 岡崎 耕司

昭和二十三年十二月三十一日生

水道法(昭和二十三年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和三年一月十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

